

を回復する」として設定されている「設計地震動」としては、被告らが採用している200ガルに替わって、「活断層地震」については、最低でも、被告が算定している473ガル、「歴史地震」については、被告が理由もなく除外してきた「芸予地震」を採用し、被告らの算定方式を適用して得られる600ガルを採用しなければならないと指摘。

また、「安全余裕検討用地震動」については、「設計地震動」の1.5倍にするという被告らの方式に従えば、「活断層地震」には700ガルを、「歴史地震」には900ガルを採用し、被告採用の300ガルと取り換えるべきないと指摘。同時に、900ガルもの地震動が襲来すれば、最重要の原子炉も崩壊を免れないことを、1号炉裁判での被告側大崎証人の証言に基づいて指摘し、重大な誤りを犯した安全審査の判断に基づいた2号炉設置許可処分の違法性を完膚無きまでに明らかにした。

原告側の陳述が終了後、午後3時過ぎから始まった被告側の最終意見陳述では、前回提出の最終準備書面のさわり部分を、被告席前列の6、7人の国側代理人が順番に朗読する、といった形式的なものに終始して予定の4時15分までに、すべての弁論、意見陳述が終わった。

最後に裁判長は、「これまで法廷での弁論は全て終了し、判決は12月15日に言い渡します」と宣告して退場し、閉廷。

感動的な報告集会

閉廷後の記者会見に臨んだ原告を迎えて、5時半ごろから、近くの市民会館会議室で報告集会が開かれた。松山の支援の方々が準備された会場には、ビールとともに

手作りのご馳走も並べられ、拍手で迎えられた原告らが正面に着席して開会。

まず、長時間の法廷活動で疲れておられる広野団長はじめ、法廷で意見陳述されなかつた皆さんも含め全原告から、短いながらも感動的な報告が行われた。

続いて藤田弁護士からの「国の陳述は1号炉の時と全く同じで情けなかったが、齊間さんと近藤さんの陳述内容はすばらしかった」との感想を皮切りに、各地から支援傍聴に参加した人々も交え、歴史的な「本人訴訟」を戦い抜いた原告の方々の長年にわたる苦労をねぎらい、その成果をたたえ、勝訴を確信する旨の挨拶が相次いだ。

7時前に、帰路につかれる原告の皆さんを拍手で送り出して閉会。

会計報告(‘00.3/1～3/31)

収入

ニュース講読料	22,000
コピー代	5,840
計	27,840
<hr/>	
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,275
振替手数料	1,330
資料費	3,259
コピー料	15,069
2号炉公判支援	30,000
2号炉公判参加補助	55,000
計	136,783
差引	-108,943
積立金合計	1,764,401

伊方訴訟ニュース

第320号

2000年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

2号炉訴訟第69回公判

原告側の最終陳述・弁論が法廷に感動を 判決は12月15日に決定

3月24日午前9時半ごろから、松山地裁玄関前の傍聴希望者の列はどんどん長くなり、最終的には100人に近く、傍聴券入手の確率は1/3程度の難関。今回は、抽選はコンピュータ方式となり、整列札配布後2-3分で当選番号が張り出される仕組み。支援の熱意が通じたのか当選者は原告側に多く、1号炉訴訟の弁護団長だった藤田一良弁護士も傍聴席に。

原告席には、仕事を休んで参加した13人の原告（全員で21名）が、いつものように被告席の15人の国側代理人たちと対面して着席。開廷前から法廷には緊迫感が漂う。

定刻10時に豊永裁判長以下3人の裁判官が着席して開廷。裁判長は、原告側から予定どおり最終準備書面が提出されたことを告げ、続いて、原・被告双方に弁論時間を割り当て、原告は昼の休憩を挟んで午後3時まで、被告は3時10分から4時15分まで、と通告。

原告側は、最初に原告の最終意見陳述を30分程度でやり、続いて最終準備書面の陳述を行いたいと申し出て許可。

原告の最終意見陳述

廣野房一原告団長はじめ5名の原告有志

が次々に立ち、最終意見陳述を行った。いずれも、22年間にわたって「本人訴訟」を戦い抜いてきたそれぞれの思いを、ありのままに切々と訴える内容で、法廷内に深い感動を呼び起こした。時々起る拍手を制止する裁判長も「被告もおるのだから」と説得調。

広野房一さん：

昭和44年に四電が原発を伊方に持つてくるという話が出たが、土地も水も住民の賛成もないから、とても無理だと思っていた。しかし、伊方町もいっしょになって、住民の意見を無視したまま計画が進められていった。

1号炉の建設の際には、公開ヒアリングは全く行われず、「自主・民主・公開」の原子力平和利用三原則は全く躊躇され、2号炉の時には、公開ヒアリングは行われたが、反対派の住民は陳述人になれなかつた。

そうした経過の中で、私達は反対運動を行い、土地取り上げに抗議する裁判に負け、我が國初めての原発行政裁判に訴えることになったが、それは個人的な感情からではなく、「三原則」と住民を無視した事に抗議する社会的責任と考えここまでやつてきた。

だから、裁判所も含め、「三原則」無視の姿勢は容認できない。どうか絶対に公正な審理をやって頂くよう強くお願いしたい。

近藤 誠さん：

私は1947年に広島県竹原に生まれたが、大阪万博に初めて「原子力の火」が送られ、おやじも電力会社つとめだったので、原発には親近感を持っていた。

しかし、1971年に「瀬戸内調査団」に参加し、国東半島と佐田岬半島の瀬戸内海側だけに本来の自然が残っていること、そして、そのど真ん中の伊方町に、プルトニウムなど猛毒物質を作り出す原発が建設されることを知った。しかも、原発建設のために、警察権力も介入した滅茶苦茶なり方に遭遇し、原子力の未来に対する希望も完全に消え、30年近く、反対運動に参加してきた。

一昨日に「もんじゅ」裁判の判決があつたが、原子力だけが唯一の未来ある電力であるかのような裁判所の判示は承服できない。この裁判では、事実をみつめた公正な判断を期待している。

齊間 満さん：

私は、はじめは原発を否定していなかつた。しかし、力ネによって住民と地域社会がズタズタにされていった現実を、報道関係に携わっていた者として知った。多くの住民が運動の中で警察に捕まり、マスコミで大きく取り扱われた。しかし、実際に罰せられたのはたったひとりで、それも5千円の罰金で、明らかにみせしめの弾圧だった。

そして他方では、原発が生み出すプルトニウムなどの毒性のすさまじさを知り、自らも反原発運動に参加するようになった。

伊方町でも、大規模な原発防災訓練が行

われるようになったが、子供たちもマスクをして避難する光景に、自分の子供に「後をついで住んでくれ」とはとても言えないし、そのためにこの裁判にも参加し、発言してきた。

私達にとって、将来にどういう社会を残していくかが最大の問題で、その社会には原発はいらないと確信している。

大野富夫さん：

私の職業は漁師です。定休はなく漁があったら出廷出来ません。裁判所や被告に言っておきたいが、法廷に出れないことを、裁判をやる気がないと扱うことを撤回して頂きたい。

学校における時から地質や鉱物が好きで山歩きもやってきた。広野さんらが、八幡浜の四国電力営業所前で、毎日、座り込んで抗議しておられる姿に打たれ、19才の時に運動に参加した。

伊方原発沖に活断層が通っていることを、被告も最近になって認めるようになった。この事実を裁判所は真摯に取り上げ、原告、被告双方の主張を十分に吟味してほしい。

佐伯森武さん：

原発は良いものでない。向かいに座っておられる人達も、それを知っていても“上”のために、東京から来ておられるのでしょう。松山に住んでいて四国電力に勤めていた人が、私に「原発は良いもんない。しっかり反対して下さい」と話していたこともある。

伊方の漁業組合が原発に賛成するため、原発と直接関係ないが多数を占めていた宇和海側の漁師に賛成させ、原発に近い8-9人の漁師の反対を押さえ込んだ。そんなことでやった原発は良くないと思い続けてきた。

電気は原発以外でもできるのに、国は、原発以外のこと手を出そうとしなかった。原発以外にないのではなく、やらんかったからで、本当の目的は「核」にあったんじゃないかと疑っている。東京ではできないものを、「上にたてつくな」というあさましい思いに便乗され、できてしまったよう思う。

裁判長も勇気がいると思うが、勇気を出して今こそやるべき時だと思います。

最後に、裁判所に提出した以下の「意見書」を齊間さんが代表して朗読して締めくくった。

意見書

我々が提訴したのは今日から足かけ22年前の、78年6月9日です。今までに、裁判長は4、5人交替しました。陪席の裁判官を含めると、その数はきっと20人は下りません。被告席の方々にいたっても、その席に座した方はのべ100人近くに上るのはなかつたろうかと思います。現在、被告席におられる方々の中には、私達が訴訟提起当初は、まだ小学校に通つておられた人もいるのではないでしょうか。

長時間の裁判で、我々原告も多大な負担を強いられました。提訴当時、裁判の指導的な立場や中心だった人を、病気や高齢のために数多く失いました。提訴当時の原告は33人でしたが、現在は21人です。このうち9人の原告が亡くなっています。本件2号炉は裁判がなされているにも関わらず、被告らが設置許可を下ろした本件原子炉は営業運転されています。9人の方々は、そうした本件2号炉の姿を見つめながら、20年を超える裁判の中で、訴えの成果のカケラも見ることもなく、亡くなりました。その無念さを思いますと、長期裁判

で我々が失った物、負担は、経済的なことばかりではありませんでした。

裁判所、被告の方々には、長期裁判に耳を傾けて頂いたことには、感謝しております。とりわけ裁判所には、弁護士にも一切相談せず本人訴訟という手探りの裁判を続けてきた我々に、手続き上の問題など丁寧にお答え頂いたことは、我々住民に向かって門戸を開かれた裁判所の感を強くしました。

しかし、こうした手続き上の問題が多く横たわっていることは、如何に裁判という存在が我々住民から遠い存在であるかの証でもあります。経済的、人員的なことはもちろん、それは裁判の事務手続き、形式手続きにおいてもはるかに、我々住民と国との間には事務能力や司法手続きなどの知識に、大きな違いがあることに他なりません。

もちろん、このことは我々の不勉強という点も戒められるべきです。しかしながら、裁判所の判断は、事務手続きや形式でないことを強くお願いしておきます。それは、20年の時間をいたずらに浪費したことになります。

もう一点お願いしておきたいことは、伊方原発1号炉設置取消訴訟の裁判所の在り方の轍を踏まないで頂きたいことを、強く求めます。

1号炉裁判は、一審のこの松山地方裁判所において、「科学の問謙虚に学び、法規の及ばないところは、物事の条理によって判断する」との姿勢を示していた裁判長が、突然、判決直前に交替されました。そして、全く審理にタッチしなかった裁判官が判決を下しました。さらにひどいのは、二審の高松高等裁判所では、審理の途中、宮本裁判長が突然結審を告げて、逃げるよ

うに退廷しました。

それは裁判当事者と相談することも、ましてや事前予告もなく、突然の宣言でした。原告側の証人調べを途中で放棄したほか、原告、被告双方の最終陳述さえ行わることなく、判決を行ったのでした。信じられない暴挙です。民主主義の社会で、最も反社会的な行為が司法という権力の名の下で行われたことにはかなりません。

いうまでもなく、暴力とは、相手の人間の尊厳や人間性、心や肉体を傷つけたり、脅しを加えて相手に反論や弁明をさせず、自分の意のままにする方法もあります。が、司法権力の暴力は、相手の体に傷や脅しの跡こそ残さないが、相手に反論や弁明をさせず、相手の人間性や心をズタズタに傷つけています。これは方法が違うだけで、暴力行為と全く同じです。

ところが最高裁においては、原告のたびたびの迅速な審理の要望に答えることなく8年間も審理は放置されたままでした。その結果は、暴力的な二審判決を支持する判断でした。おまけに、こうした最高裁判決が出されたのを1号炉の原告・弁護団が耳にしたのは、最高裁からではなく、まずは報道機関からであったという事実です。報道陣には「明日、判決がある」と知らされたに関わらず、当事者（原告）には、判決内容が報道機関に知らされた日にさえ、判決文は届けられませんでした。

こうした当事者不在の、当事者無視の1号炉裁判に、原告・弁護団は、「政治的判決だ」、「裁判所の自殺行為である」と厳しく批判しています。我々もその思いを強くしています。

裁判所が原発裁判で問われているのは、裁判所の独自性でもあります。とりわけ、高度な科学技術の発達する社会の中で、裁

判所が三権分立の本来の独自性を失うことには、この国の将来にも関わることでもあります。高度の科学技術の発達の中で、人権や社会をどう守っていくのかは、裁判所に課せられた問題であります。一部の科学者や政治家、行政担当者にそれをゆだねるとしたら、科学、科学技術の発達の中で、裁判所の存在は無に等しいことになるはずです。

すなわち、裁判所に強く求めたいのは、人間や社会の命や道理は、科学や科学技術で計ることができるのかーということです。人間の条理、物事の筋道によってこそ、科学や科学技術の発達の是非の判断は求められるべきです。

我々が当裁判所にこのような意見書を提出するのはおこがましいことではありますが、1号炉裁判の事例を顧みると、最終弁論に当たって憲法76条、すなわち「裁判官の独立」の趣旨、第10章・第97条「基本的人権の本質」などを疑わせないご判断をお願いして、意見書と致します。

最終準備書面の陳述

原告らの最終意見陳述に続いて、当日付けて裁判所に提出した最終準備書面の陳述に移った。書面は全部で約17万字にも及び、当日の明け方に完成し、松山の支援の人々がコピーや綴じ付けを手伝い、裁判所に運び込まれたという。

その書面の前半を齊間さんが午前中に、後半を午後に近藤さんが、それぞれ分担して陳述したが、限られた時間内に全文を朗読することは不可能なために、その骨子と重要な部分の陳述になった。

以下では、おふたりの陳述の、その又さわり部分だけを紹介するとともに、書面の詳細な紹介は次号以下で行うこととする。

齊間さん担当の前半部：

最初の総論部分では、まず、たった1基の原発の事故が地球的大規模の災害を招きかねないという原発の危険性を指摘した上で、科学技術の発達は人権を侵し、生命財産を脅かす事にもなり得ると、原告らの基本理念を明らかにしている。

続いて、原発の安全性は、実証実験がされないままに実用化されたために、実験で確認されたものでないことと、その上、2号炉安全審査は、開発と安全規制の両面を担当していた原子力委員会によって行われ、その結果に基づいて許可処分が出されたという致命的な手続き上の違法性のあったことを指摘。

さらに、原発防災訓練で示されるように、事故時には、大人ばかりか幼い子供たちまで逃げ惑わねばならず、原子炉規制法の根拠となっている原子力基本法が憲法違反を犯しているとする点を指摘。

裁判での審理については、伊方1号炉判決で獲得した「立証責任は被告にあること」と「裁判所の判断は判決時点での科学技術水準に従うこと」は当然とし、合わせて「科学技術の及ばないところや法規が不十分な場合は物事と人間の条理で判断すること」も要求。

核心の安全審査の誤りについては、大前提となっている「立地選定」で、敷地沖に横たわる巨大なA級活断層の存在と、敷地上空を軍用・民間の航空機が頻繁に飛び交い、墜落の危険も大きい事実とを無視し、安全審査が準拠すべき法令に違反したことを見く告発。

特に、被告の国が「墜落の確率は低い」として、原子炉への墜落災害を全く審査しなかった点について、多くの証拠を挙げ、その主張のデタラメぶりを痛撃して陳述は

終わった。

近藤さん担当の後半部分：

最終準備書面の後半は、航空機墜落の危険と並んで、原告側が最も重視してきた「地震、断層、地盤」に関する主張と、被告の反論に対する再反論から構成されており、近藤さんは、そのさわり部分を強調して裁判官にアピール。

高知大学岡村教授らの調査によって明白となつた沖合至近距離のA級活断層については、安全審査が依拠した四電の調査方法、調査結果の用い方、及びその判断に重大な誤りがあったことを、法廷での垣見証人の“自白”的な内容を再現して、痛烈に批判した。

そして、その活断層が動いた時に敷地を襲う地震動については、それを無視して算定していた「設計地震動」200ガルに合わせるために、ご都合主義で根拠のない数値で間に合わせていたばかりではなく、沖合活断層の存在と活動性が明らかになってからも、なお、安全審査での誤認を改めないまま、相変わらず活断層の活動性はきわめて低いように、算定した活断層地震動を、原子炉や制御棒が「地震の揺れで破壊してしまう」極限の「安全余裕検討用地震動」に繰り入れ、「安全上何の問題もない」と強弁し続ける被告のゴマカシの手口を徹底的に暴露した。

他方、安全審査が耐震設計用の地震動算定の対象にした周辺地域での「歴史地震」の想定についても、ご都合主義の過小評価があったことを具体的に詳細に指摘し、活断層地震とともに、安全審査での地震動算定が如何に甘かったかを数値で明らかにした。

すなわち、ECCSなど安全上重要な機器が、「地震の揺れが収まった時に元の機能